

技術基準との整合確認書

資料 4 - 1 4

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.2	7.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（JIS C 8105-1（以下、第 1 部） 箇条 0 の規定による。）	
				7.6	7.6 構造 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。（第 1 部 4.27A の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。	
				7.6	7.6 構造	
				7.6.5	7.6.5 可搬形庭園灯器具は、二つ以上のケーブル入口があってはならない。	
				7.6.6	7.6.6 クラス II 照明器具の電源コンセントは、クラス I 照明器具が接続できてはならない。 クラス I 照明器具の電源コンセントは、クラス 0 照明器具、クラス 0I 照明器具、クラス I 照明器具又はクラス II 照明器具だけが接続できなければならない。	
				7.10	7.10 外部及び内部配線	
				7.10.1	7.10.1 可とうケーブル又はコード及びプラグを付けない	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6	7.6 構造 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。また、電氣的・機械的接続方式は、通常使用時に生じる電気ストレスに耐えなければならない。（第 1 部 4.11 の規定による。） 防滴形及び耐防水圧形等の照明器具の金属部分は、照明器具の安全性を損なうような腐食が生じないように、適切に保護していなければならない。（第 1 部 4.18 の規定による。） LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。（第 1 部 4.27B の規定による。）	
			7.8	7.8 保護接地（第 1 部 箇条 7 の規定による。） 保護接地端子の各部分は、保護接地端子に接触する保護接地導体又はその他の金属との間で生じる電食の危険性を最小にし、黄銅若しくはさびない金属、又はさびない表面処理をした材料でなければならない。		
			7.9	7.9 端子 端子は、耐食性をもたなければならない。（第 1 部 箇条 14 の規定による。） 電流を流すための端子又は接続の部分は、耐食性が銅と同		

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				7.10	等以上で、機械的特性も同等以上であるその他の金属でなければならない。（第 1 部箇条 15 の規定による。） 7.10 外部及び内部配線（第 1 部箇条 5 の規定による。） シャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を使用したブッシングを使用してはならない。	
				7.12	7.12 耐久性試験及び温度試験（第 1 部箇条 12 の規定による。） 実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6 7.6.3 7.6.6 7.12A	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 7.6 構造 7.6.3 ケーブルの入口は、地面からの汚れたはね水で影響を受けない位置にあるか、又は遮蔽しなければならない。 7.6.6 他の照明器具に電力を供給するコンセントとそれに関連するプラグとの間の接続は、じんあい及び水気に対する保護等級は、IP53 又はそれ以上とする。 7.12A 耐熱衝撃性試験 照明器具は耐熱衝撃性試験の後、照明器具の外郭、グローブ、透光性カバー、露出しているランプなどに亀裂、変形、又は破損があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				7.11 7.12 7.13	<p>で可触金属部分があるクラス II 照明器具の接触箇所における絶縁は、電圧ストレスに対応した二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。（第 1 部 5.3.1.3 の規定による。）</p> <p>7.11 感電に対する保護 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び交換形光源又はスタータの交換のために開けたとき、充電部が可触となってはならない。（第 1 部 箇条 8 の規定による。）</p> <p>7.12 耐久性試験及び温度試験 感電に対する保護のための照明器具外郭は、安定器の故障試験において規定する標準試験指が充電部に触れないよう保護し続けていなければならない。（第 1 部 箇条 12 の規定による。）</p> <p>7.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 特定の IP の照明器具では、関連する検査プローブが充電部に接触してはならない。（第 1 部 箇条 9 の規定による。）</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6 7.8	<p>7.6 構造 一体形ねじなし接地接触子の接触抵抗は、0.05 Ω を超える値であってはならない。（第 1 部 4.27 の規定による。）</p> <p>7.8 保護接地</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				7.11 7.14	<p>絶縁破壊が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス I 照明器具及びクラス 0I 照明器具の可触金属部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子等に接続しなければならない。（第 1 部箇条 7 の規定による。）</p> <p>7.11 感電に対する保護 クラス 0I 及びクラス I の照明器具に用いる差込み金属ランプソケットは、接地しなければならない。（第 1 部 8.2.3 の規定による。）</p> <p>0.5 μF を超える静電容量のコンデンサを組み込んだ照明器具では、定格電圧の電源遮断 1 分後のコンデンサ電圧が 50 V を超えないよう、放電装置を設けなければならない。（第 1 部 8.2.7 の規定による。）</p> <p>7.14 絶縁抵抗及び耐電圧 照明器具の通常動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。（第 1 部 10.3 の規定による。）</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6 7.6.1	<p>第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>7.6 構造</p> <p>7.6.1 可とうコードの支え及びクリップは、絶縁物でできているか、又は可蝕であるか若しくは可蝕金属部分に接触する場合、固定した絶縁ライニングを施さなければならぬ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6	7.6 構造 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) ーアームブリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、構造物のいかなる部分の変形の原因となることなく、さらに規定の温度値を越えない ーカバー、セードなどの可燃性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない ーセルロイドのような、激しく燃える材料を使用してはならない ー異常状態で照明器具を動作させ、カバー、セード及び同様の部分は、着火してはならない ーハロゲン電球の破裂後、放出したガラスの微細片によって試料の下方に置いた包装用ティッシュが着火してはならない ーLED 照明器具の照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路の囲いは、難燃性材料で構成されなければならない	
				7.12	7.12 耐久性試験及び温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		他の措置が講じられるものとする。			らない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	7.6 7.6.3	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 7.6 構造 7.6.3 電源用の可とうケーブル又はコードは、照明器具の通常の使用で起こり得る、いかなる姿勢で使用しても損傷を受けることがないような手段を施さなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	7.2	7.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第1部簡条0の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	7.6	7.6 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。（第1部4.24.1の規定による。） 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500lx を与える距離条件にて、リスクグループが RG1 を超えてはならない。（第1部4.24.2の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.2	7.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第1部箇条0の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.10 7.10.2	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 7.10 外部及び内部配線 7.10.2 可搬形庭園灯器具では、電源コードの導体断面積が0.75mm ² のものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.6	7.6 構造 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				7.7	らない。(第 1 部 4.15.2 の規定による。) 7.7 浴面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足し なければならない。(第 1 部箇条 11 の規定による。)	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送 受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑 音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55015-1 等の別 規格で規定され ている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の 注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法 律第百四号）によるものを除く。）を、見や すい箇所容易に消えない方法で表示され るものとする。	■該当 □非該当	7.5 7.12	7.5 表示 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなけ ればならない。(第 1 部箇条 3 の規定による。) 7.12 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験後、照明器具の規定の表示は、読み取れなけれ ばならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
第二十 条第 1 号	表示等（長期使 用製品安全表示 制度による表 示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定 によるほか、当該各号に定めるところによ る。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電 気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる 換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 8105-2-7：2011 及び追補 1:2017

規格名：照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き	制度による表示)	<p>気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—